

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年十月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十月十六日

埼玉県北本県土整備事務所長 小 島 孝 文

一 道路の種類 県道

二 路線名 下石戸上菖蒲線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
市宮内七丁目二四〇番地先まで	北本市宮内七丁目一三五番地先から同	区 間
九・四〇〽九・七五	七・四五〽八・三五	敷地の幅員 (メートル)
二八六・〇〇		延長 (メートル)
		備 考